

## 令和4年度 消費者行政に関する意思表示

近年、消費者を取り巻くトラブルは、生活文化の向上、情報化社会の進展に伴う環境の変化により、年々複雑、多様化しています。また、若者から高齢者まで幅広い年齢層において消費者トラブルが増加しており、新たな手口による消費者被害も後を絶ちません。

特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、生活様式も変わり、在宅勤務や不要不急の外出の抑制などにより、自宅で過ごす時間が長くなることで、電話勧誘などによるトラブルの相談や新型コロナウイルス感染症に関連した相談も多く寄せられています。

相楽郡広域事務組合（木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村で構成）では、平成22年3月1日から「相楽消費生活センター」を相楽会館内に開設し、消費生活相談やあっせんのほか、広報紙やホームページ等での注意喚起、各種イベントや出前講座における被害の未然防止のための啓発活動等に継続的に取り組んでおります。

また、民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引下げられました。大人になったばかりの新成人は、契約の知識や経験が少なく消費者トラブルに遭いやすくなるため、注意が必要です。

今後も引き続き、教育機関と連携した消費者教育を推進していくことが重要となっています。

相楽郡広域事務組合は、今後も相楽地域の皆様が安全で安心して暮らせる地域づくりのため、消費者行政の一層の推進を図っていきます。

令和4年4月1日

相楽郡広域事務組合

代表理事 杉浦正尚